

低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査運用基準（試行）

平成25年8月8日 財政局長決裁

（趣旨）

第1条 この運用基準は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項及び第167条の10の2第2項の規定により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるかどうかの調査（以下「低入札価格調査制度」という。）を行う場合において、入札執行に係る運用基準（平成7年4月3日財政局長決裁）第9条に規定する低入札価格調査の調査基準価格を著しく下回った場合、特に重点的に調査（以下「特別重点調査」という。）を行うことを目的として、調査に必要な事項を定める。

（実施対象）

第2条 特別重点調査は、低入札調査価格制度の調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額のいずれかが、予定価格の積算内訳である同表上欄に掲げる各費用の額に同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない者に対して行うものとする。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

（実施方法）

第3条 特別重点調査は、次の各号に掲げる方法によって調査を実施するものとする。

- (1) 入札者の積算の内訳が合理的かつ現実的なものであることを調査し、入札者から提出される積算内訳書が、契約対象工事に係る実際の収入及び支出を表したものであるかを確認するものとする。
- (2) 前号の調査は、入札者が構築しようとする品質確保及び安全管理のための体制、建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制のための費用について調査を行うほか、第2条の表上欄に掲げる各費用のうち同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たない費目に限り、確認を行う。ただし該当することとなった費目のみの確認だけでは契約の内容に適合した履行がされないおそれの有無を判断しかねるときは、他の費目についても調査を行うものとする。
- (3) 前2号の調査によって、入札者の申込みに係る価格が当該費用の額を下回っている場合には、工事の手抜き、安全対策の不徹底、下請予定業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化といった問題が生じかねないことから、その下回る金額が確実に入札者によって負担され、他へ転嫁されるおそれがないことを確認する。

（入札の執行）

第4条 入札の結果、第2条の規定に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、入札者全員の入札価格を読み上げた後、入札者に対し「保留」と宣言し、落札者は後日決定する旨を告げる。

- 2 前項により「保留」と宣言した場合は、特別重点調査を行うものとし、原則として、入札を執行した日の翌日から起算して7日以内に、特別重点調査の実施に必要な第5条に規定する資料及び添付書類（以下「資料等」という。）を設計担当課長に提出するよう特別重点調査対象者に告げて入札を終了する。

(提出資料等及び確認内容)

第5条 設計担当課長は、特別重点調査において、次の各号に掲げる資料等の提出を求め、当該各号について、特に重点的に内容を確認するものとする。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 積算内訳書
- (3) 下請予定業者等一覧表
- (4) 配置予定技術者名簿
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係
- (7) 手持ち資材の状況
- (8) 資材購入予定先一覧
- (9) 手持ち機械の状況
- (10) 機械リース元一覧
- (11) 労務者の確保計画
- (12) 工種別労務者配置計画
- (13) 建設副産物の搬出地
- (14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書
- (15) 品質確保体制 (品質管理のための人員体制)
- (16) 品質確保体制 (品質管理計画書)
- (17) 品質確保体制 (出来形管理計画書)
- (18) 安全衛生管理体制 (安全衛生教育等)
- (19) 安全衛生管理体制 (点検計画)
- (20) 安全衛生管理体制 (仮設置計画)
- (21) 安全衛生管理体制 (交通誘導員配置計画)
- (22) 誓約書
- (23) 施工体制台帳
- (24) 施工体系図
- (25) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

2 第3条第2号の確認は、次の提出資料等により行うものとする。

(1) 施工体制の確認

① 品質確保体制

「品質確保体制 (品質管理のための人員体制)」「品質確保体制 (品質管理計画書)」「品質確保体制 (出来形管理計画書)」

② 安全確保体制

「安全衛生管理体制 (安全衛生教育等)」「安全衛生管理体制 (点検計画)」「安全衛生管理体制 (仮設置計画)」「安全衛生管理体制 (交通誘導員配置計画)」

③ 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する法令遵守体制

「建設副産物の搬出地」「建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書」

④ その他施工体制全般

「下請予定業者等一覧表」「過去に施工した同種の公共工事名及び発注者」

(2) 各費目ごとの確認

① 各費目共通

「積算内訳書①」「内訳書に対する明細書②」「下請予定業者等一覧表」

「施工体制台帳」 「施工体系図」

② 直接工事費

1) 資材費 (発注者の積算総額で概ね100万円以上の資材を調査対象とする。)

「手持ち資材の状況」 「資材購入予定先一覧」

2) 機械経費

「手持ち機械の状況」 「機械リース元一覧」

3) 労務費

「労務者の確保計画」 「職種別労務者配置計画」

③ 共通仮設費

「手持ち工事の状況(対象工事現場付近)」 「手持ち工事の状況(対象工事関連)」

「契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係」

④ 現場管理費

「配置予定技術者名簿」 「契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係」

⑤ 一般管理費等

「一般管理費等の内訳書」

3 設計担当課長は、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、特に必要があると認めるときは、前2項に掲げるもの以外の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、特別重点調査の対象者は、設計担当課が求める資料等のほか、契約の内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

4 資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、資料等及び聴取り調査の内容により、設計担当課長が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として1回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定するものとする。

5 特別重点調査は、第2条の基準に該当する複数の者について並行して行うことができるものとする。

6 第2条の基準に該当せず、かつ入札執行に係る運用基準第9条に該当する者のうち、最低の価格をもって申込みした者又は総合評価方式にあっては評価値の最も高い者についての低入札価格調査を特別重点調査に併せて行うことができる。

(調査)

第6条 設計担当課長は、前条に掲げる資料等の受領後、速やかに、特別重点調査の対象者の責任者(代表者、支店長または営業所長等をいう。)から聴取り調査を行い、入札者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを確認するものとする。

2 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、設計担当課長はすみやかに書面により財政局財政部契約課長(以下「契約課長」という。)に報告を行い、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1第1号により措置を行うものとする。

(判定基準)

第7条 当該入札価格によっても当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるかどうかの判定は、別に定めるところにより行うものとする。

(調査結果の通知)

第8条 当該入札に係る設計担当課長は、前条の規定により調査した内容及び入札者の聴取り調査の結果に基づき、当該入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、その旨及びその理由、また、当該入札価格により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認めるときは、その旨及びその理由を契約課長に通知するものとする。

(落札者の決定)

第9条 契約課長は、前条の規定に基づき当該入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認められた者のうち、最低の価格をもって申込みした者又は総合評価方式にあつては評価値の最も高い者を落札者とし、その旨を入札者全員に通知するものとする。

2 当該入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みした他の者のうち、最低の価格をもって申込みした者又は総合評価方式にあつては評価値の最も高い者（以下「次順位者」という。）を落札者とし、その旨を入札者全員に通知するものとする。この場合において、次順位者がいないときは、調査基準を下回る入札を行った者を除き、当該入札に参加した者による再度入札を行うものとする。

なお、次順位者が調査基準を下回る入札者であった場合には、第5条以降と同様の手続によるものとする。

3 前項による落札者の決定は、福岡市契約事務取扱規程第3条に規定する入札参加資格等審査委員会の審議を経て行うものとする。

(入札者への通知)

第10条 前条に規定する入札者全員への通知は、入札者全員立会いのうえ行うものとする。ただし、契約課長が特に必要と認めるときは、個別に通知することができるものとする。

(監督体制の強化等)

第11条 低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査により落札者として工事請負契約を締結したときは、当該工事について次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施工体制等の事後調査

施工体制台帳等の重点調査（第5条に規定する調査内容と工事現場における実施内容の履行確認）、設計図書に基づく立会及び検査、工事現場等における施工体制の点検等の重点点検を実施するものとする。また、建設労務者への適正な賃金支払の確保等のため、工事現場等における施工体制の点検として代金支払等の適正化の点検を実施するものとする。

(2) 工事コストの調査

監督員は、工事費内訳調査票（一般土木工事、建築工事、建築設備工事、プラント電気工事、プラント機械工事の工事費内訳調査票をいう。以下「調査票」という。）を請負者に提出（工事請負契約締結後、変更契約締結時及び工事完了時）させ、施工体制台帳及び下請負通知書並びに下請負契約書と比較するとともに、聴取り調査を行い、工事コストの実態把握調査を実施するものとする。

(調査内容に疑義がある場合の措置)

第12条 前条の規定に基づく調査の結果、疑義が生じた場合は、次のとおり実施するものとする。

- (1) 前条の調査の結果、不適切な点があった場合は、福岡市検査規定（昭和49年6月10日達乙第3号）第7条第1項に規定する工事の評定に適切に反映させなければならない。
- (2) 施工体制等の調査において疑義があった場合は、建設業法、建設業法施行規則等に基づき、適切な対応をしなければならない。
- (3) 入札時に提出された入札金額の積算内訳書、第5条の規定に基づき提出させた入札金額の積算内訳及び工事請負契約書第3条の規定に基づき提出された請負代金内訳書（契約変更時を含む。）と調査票の結果が著しく異なり入札価格等に疑義があると認められる場合には、その旨を契約課長に報告しなければならない。

（参加希望業者等への周知）

第13条 本運用基準に定める事項について、一般競争入札にあつては入札説明書等に明示し周知するものとする。

附 則

この基準は、平成25年8月8日から施行し、同日以後入札公告を行う案件について適用する。